

令和7年度杉並区ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項

1 目的

ふるさと納税制度により杉並区（以下「区」という。）へ寄附した区外在住者（以下「寄附者」という。）に対して、お礼の意味を込めた商品やサービスを進呈することにより、区の魅力の発信や来街者の増加につながるなどの地域経済の活性化を図るため、寄附者に対して進呈する返礼品（以下「返礼品」という。）を提供する事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）を募集する。

2 事業者の要件

返礼品提供事業者は、次の要件を全て満たすものとする。

- （１）原則として、本社、支店、事業所、工場又は店舗等が区内にある法人、団体又は個人事業主であること。
- （２）各種法令例規等に沿った生産、製造、販売等を行っていること。
- （３）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業又はこれらに類する営業ではないこと。
- （４）税の滞納がないこと。
- （５）経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により、更生又は再生手続を行った場合等、客観的に経営不振の状態に陥っていることが明らかである状態）に陥っていないこと。
- （６）返礼品提供事業者又は当該事業者の役員若しくは使用人、当該事業者の経営に実質的に関与する者が、杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年1月17日杉並第53890号）別表に掲げる措置要件に該当していないこと。
- （７）インターネット及び電子メールを使用できる環境を有し、区がふるさと納税業務の一部を委託している事業者（以下「中間事業者」という。）が提供するシステム（以下「管理システム」という。）を利用した受注管理が可能であること。
- （８）管理システムを使用するパソコンは、最新のソフトウェアにバージョンアップを行い、セキュリティソフトを入れるなどのセキュリティ対策を講じていること。

3 返礼品の要件等

（１）返礼品の要件

返礼品は、原則として次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

ア 次の（ア）又は（イ）のいずれかであること。

- （ア） 区内の障害者施設で製作する品物であること。
- （イ） 「区の魅力発信」や「来街者の増加につながるなどの地域経済の活性化」に寄与する返礼品（体験型を含む。）であること。なお、物品型返礼品の場合につい

ては、区が指定・用意する小冊子を同梱するとともに、返礼品の名称に区内地域名等（ポータルサイトへの掲載時）を必ず入れること。

【例】「荻窪ラーメン〇〇（店名）」「杉並グルメ●●（品名）」「品名（阿佐ヶ谷）」
「品名（杉並区アニメ産業）」など

- イ 国が定める地場産品基準等※に適合するものであること。
- ウ 公序良俗に反するものでないこと。また、特定の宗教・宗派や思想・信条等に関わるものでないことのほか、科学的根拠のない効果・効能を謳うものでないこと。
- エ 個人の趣味、特技により私的に生産、販売又は提供されるものでないこと。
- オ 返礼品提供事業者以外の第三者が著作権その他の権利を有する場合にあっては、杉並区の返礼品として提供することについて、当該権利者の許諾を得ていること。
- カ 品質及び数量において安定供給が見込めるものであること。ただし、期間限定、数量限定で供給するものは除く。
- キ 食品衛生法、食品表示法、農林物資の規格化等に関する法律、商標法、特許法、著作権法、不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法など、関係法規を遵守しているものであること。
- ク 食料品又は飲料品の場合にあっては、寄附者に到着後、一定期間の消費期限、賞味期限を有しているものであること。
- ケ 物品以外の役務の提供（サービスの提供）の場合は、一定の利用期間を設けること。
- コ 物品以外の役務の提供（サービスの提供）の場合は、寄附者と利用に係る調整を行うことができる予約等の体制があること。
- サ イベント等の参加の権利等の場合は、当該イベント等が中止となったときの取扱い等について、あらかじめ区と協議を行うこと。
- シ 利用券等のチケットを発券する場合にあっては、転売や譲渡の防止に係る対策を講ずること。
- ス 物品以外の役務の提供（サービスの提供）の場合にあっては、チェーン店やフランチャイズ店等、全国各地で同様の店舗又は施設により、同様のサービスの提供を行うことを目的としたものでないこと。

※国が、全国一律に適用される要件として定めている基準等は、主に以下のとおりです

- 1 平成 31 年総務省告示第 179 号「地場産品基準」（令和 6 年 6 月 28 日最終改正）
- 2 ふるさと納税の返礼品として提供される食品の表示に係る関係法令遵守について（令和 5 年 12 月 27 日付け納税市第 119 号）
- 3 ふるさと納税制度の適正な運用について（令和 5 年 9 月 28 日付け納税市第 100 号）
- 4 ふるさと納税に係る指定制度の運用について（令和 6 年 9 月 26 日付け総税市第 95 号）及び同 Q & A（令和 6 年 7 月 16 日付け総税市第 71 号）

返礼品として採用されるためには、これら基準の全てに適合する必要があります。

（参考：総務省関係資料）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/archive/

(2) 発送方法

返礼品の発送は、次に掲げる事項を遵守して行うものとする。

- ア 返礼品は、寄附金の入金後寄附者が指定する返礼品を寄附者が指定する送付先に送付すること。
- イ 発送は、原則として配送状況を随時確認することができる配送サービスを利用して行うこと。
- ウ 区が区の PR のために指定・用意する小冊子を同梱すること（役務型（体験型）返礼品の場合を除く）。
- エ 返礼品の送付を行う時に限り、送料に影響しない範囲において返礼品提供事業者の事業等の PR に資するリーフレット等を同梱することができるものとする。

(3) 提供価格及び寄附金額

返礼品の提供価格及び寄附金額は次に掲げるとおりとする。

- ア 返礼品の提供価格（以下「提供価格」という。）には、原則として、商品代金、サービス料、諸税、送料、梱包費用及びその他事務経費を含むものとする。なお、役務等の提供の場合も同様とする。
- イ 寄附金額は、提供価格に 3 分の 10 を乗じて得た金額（千円未満切り上げ）を原則として区が定める。

(4) 費用負担等について

- ア 区が負担する返礼品の提供に係る費用（以下「返礼品提供費用」という。）は、各返礼品の提供価格に当該返礼品の発送実績の件数を乗じて得た金額とし、中間事業者を通じて区が支払うものとする。
- イ 返礼品提供事業者は、返礼品の 1 月当たりの発送実績に基づき算出した返礼品提供費用を中間事業者が指定する日までに中間事業者に請求するものとする。
- ウ 中間事業者は、イに示す請求に応じ、返礼品提供費用を返礼品提供事業者に支払うものとする。なお、返礼品提供費用の支払いは、原則として請求のあった月の翌月末までに返礼品提供事業者が指定する口座へ振込により行うものとする。
- エ 返礼品の回収及び再発送、代替品等による保証及び返礼品の交換等に要する費用については、返礼品提供事業者が負担するものとする。ただし、寄附者の過失等返礼品提供事業者の責めに帰さない理由により返礼品の再発送が必要となった場合については、再発送の前に区と協議し、その費用負担を決定する。
- オ 配送業者の配送事故等に係る費用の負担については、当該配送事業者との取り決めにより対応するものとする。
- カ 天災等の不可抗力事由により返礼品を提供することができない場合の費用の負担については、区と協議の上で対応するものとする。

(5) ポータルサイトへの掲載について

- ア 返礼品として採用された場合は、当該返礼品の画像、紹介文、事業者名等を区が契約するふるさと納税返礼品ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）に掲載する。掲載に当たっては、次の内容を了承すること。
- （ア）区が契約するポータルサイトの種類によって、掲載されるポータルサイトが随時変更となる可能性があること。
- （イ）在庫の状況により、ポータルサイトに返礼品の情報が掲載されない場合があること。
- （ウ）ポータルサイトが定める基準により、返礼品の情報の掲載までに一定期間を要する場合や、掲載できない場合があること。
- イ 返礼品提供事業者は、中間事業者の求めに応じ、ポータルサイト掲載のために必要な書類や画像等を速やかに中間事業者を提供すること。
- ウ 返礼品提供事業者は、ポータルサイト掲載のために返礼品提供事業者以外の第三者が著作権を持つ画像等を用いる場合は、必ず当該画像等の利用の許諾を受けること。
- エ 特定のポータルサイトへの掲載を希望する場合は、中間事業者に事前に連絡の上、調整を行うこと。
- オ ポータルサイトに掲載する又はすでに掲載した内容に変更が生じた場合は、速やかに中間事業者連絡し内容の変更を行うこと。

4 中間事業者との契約について

区では、ふるさと納税業務を効果的かつ効率的に行うため、業務の一部を委託している。返礼品が採用となった場合には、区が指定する下記の中間事業者と直接の契約は行わないが、中間事業者の指定の誓約書に署名・提出する必要がある。

(中間事業者)

事業者名：株式会社サイバーレコード

住所：熊本県熊本市中央区平成3丁目23-30 4F

代表者名：代表取締役 増田 一哉

5 申込方法について

返礼品提供事業者として登録を希望する場合は、次に掲げる内容に基づき申請を行うこと。

(1) 提出書類

【様式1】 杉並区ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書兼誓約書

※「エクセルデータ」及び「代表者印を押印したPDFデータ」の2つを提出すること。

(2) 受付期間

令和7年6月16日から令和8年3月31日まで

(3) 提出方法

原則として、電子メールによる書類提出とする。

提出先：杉並区ふるさと納税サポートセンター（中間事業者名：株式会社サイバーレコード）

Eメールアドレス：support.suginami@cyber-records.co.jp

メール件名：「【事業者名】返礼品提供事業者申請書等提出」

※件名の先頭に、事業者名を入れること。

※【様式1】提出後は、杉並区ふるさと納税サポートセンター（中間事業者名：株式会社サイバーレコード）の案内に従い、申請後の手続きを行うこと。

6 結果の通知について

返礼品提供事業者及び返礼品の登録については、申請内容等を総合的に判断した上で区が決定し、その結果を通知する。

7 登録の有効期間及び更新について

返礼品提供事業者として登録される期間は、決定を受けた日から当該年度の年度末の日までとする。なお、当該年度の3月1日までに【様式2】杉並区ふるさと納税返礼品登録事業者登録内容変更・廃止届の提出がない場合は、登録される期間が自動継続するものとする。

8 登録内容の変更、追加及び廃止について

返礼品提供事業者の登録内容の変更又は登録の廃止をする場合は、【様式2】杉並区ふるさと納税返礼品提供事業者登録内容変更・廃止届を、返礼品の変更又は取消をする場合は、【様式3】杉並区ふるさと納税返礼品登録内容変更・廃止届を5（3）に示した提出先に提出すること。

なお、提出書類の確認やポータルサイト等の変更には一定の期間を要するため、原則として事実が発生する1か月前までに届出を行うこと。届出の遅れにより不利益が生じた場合、区は責任を負わない。

また、返礼品を新たに登録する場合は、杉並区ふるさと納税サポートセンター（中間事業者名：株式会社サイバーレコード）へ連絡すること。

9 その他留意事項

- (1) 個人情報の取扱いについては、「杉並区個人情報の保護に関する条例」「個人情報の保護に関する法律」及び関係法令を遵守すること。
- (2) 返礼品提供事業者は、返礼品提供事業者として登録されている期間のみならず登録期間終了後において、返礼品の提供に係る業務を処理するために区から提供される寄附者の個人情報を返礼品の送付目的以外に利用してはならず、第三者に漏えいしてはならない。
- (3) 返礼品提供事業者及び返礼品の登録後、次の事由に該当する場合は、当該登録を取り消す場合がある。
 - ア 返礼品提供事業者の要件や返礼品の要件を満たしていないことが判明した場合
 - イ 総務省基準の改正等により、返礼品の採用要件を満たしていないと判断された場合
 - ウ 返礼品としての取扱いに支障がある事由が生じた場合
 - エ 区のイメージ等を損なう事態を生じさせた場合
- (4) 返礼品提供事業者は、寄附者等からの返礼品の品質等に関する苦情や補償に関して返礼品提供事業者が真摯に対応して解決に努める。また、当該内容について中間事業者を通じて速やかに区に報告するものとする。
- (5) 返礼品提供事業者として登録したこと又は返礼品を登録したことにより、返礼品提供事業者が被った損害又は第三者に与えた損害に対して、区は一切の責任を負わない。
- (6) 返礼品提供事業者は、返礼品の提供に係る業務において、区又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 返礼品提供事業者は、区又は中間事業者の求めに応じ、返礼品や返礼品提供事業者等に関する情報（製造場所の所在地、製造加工内容の詳細等）を提供する。
- (8) 返礼品提供事業者から提供を受けた返礼品の写真、紹介文等について、区が行うふるさと納税に関する広報活動において雑誌や新聞、テレビ等に情報や画像を提供できるものとする。
- (9) 返礼品提供事業者は、返礼品が採用された場合には、区のふるさと納税の返礼品に登録されていることを店頭や自社のホームページ等でPR することができるものとする。
- (10) 本要項に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、区と協議の上解決するものとする。

10 問い合わせ先

(1) 返礼品・返礼品提供事業者について

杉並区ふるさと納税サポートセンター（中間事業者名：株式会社サイバーレコード）

住所：熊本県熊本市中央区平成3丁目23-30 4F

電話：096-288-6344

メール：support.suginami@cyber-records.co.jp

(2) 区のふるさと納税制度全般について

杉並区区民生活部課税課ふるさと納税担当

電話：03-3312-2111（内線）1232・1233

メール：furusato-t@city.suginami.lg.jp